建築基準法に基づく耐久性等関係規定等適合確認書

令和 年 月 日

次の既存建築物を現地調査等した結果、事実に相違ありません。

確認者 建築士事務所名 建築士事務所登録番号 建築士登録番号

氏名

建多	築場所			
確認	忍番号及び確認年月日			
1		築基準法施行令第 36 条に規	見定) ※施工時の安全	・品質確保に係る規定を除く
NO	対象条項 (建築基準法施行令)	基準の概要	適合状況	確認方法
構造	告部材等			
1	第 37 条 (構造部材の耐 久)	構造耐力上主要な部分 の腐食・摩耗防止措置が 講じられていること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
2	第38条 第1項 (基礎)	基礎が荷重等を地盤に 安全に伝え、地盤沈下等 に対し安全であること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
3	第6項	木ぐいが常水面下にあ ること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
4	第39条 第1項 (屋根ふき材等)	屋根葺材、内外装材等が 風や地震により脱落し ないこと	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
5	第4項	特定天井で特に劣化の おそれのあるものには、 劣化防止措置をした材 料を使用していること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
木	造			
6	第 41 条 (木材)	構造耐力上主要な木材 に節、腐れ等の耐力上の 欠点がないこと	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
7	第49条 第1項 (外壁内部等の防 腐措置等)	外壁のうち腐りやすい 構造部分の下地への防 水紙等の使用	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
8	第2項	地面から1 m以内の軸 組への有効な防腐措置、 必要に応じて防蟻措置 が講じられていること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
鉄帽	計 造			
9	第70条 (柱の防火被覆)	3階建以上の建築物は、 一の柱の耐力低下によ り容易に倒壊する恐れ がある場合に、防火被覆	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()

	対象条項 (建築基準法施行令)	基準の概要	適合状況	確認方法				
鉄角	鉄筋コンクリート造(鉄骨鉄筋コンクリート造にも適用)							
10	第 72 条 (コンクリートの 材料)	鉄筋をさびさせるよう な成分を含まず、その他 告示に定める基準に適 合すること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()				
11	第 74 条 (コンクリートの 強度)	四週圧縮強度が 12N/mm ² (軽量骨材仕様 9N/mm ²)以上であること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()				
12	第 79 条 (鉄筋のかぶり厚 さ)	基礎 6 cm以上、土に接する壁・柱・床・梁・布基礎 4 cm以上、耐力壁・柱又ははり 3 cm以上、壁・床 2 cm以上とすること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()				
鉄帽	骨鉄筋コンクリート造	Î						
13	第 79 条の 3 (鉄骨のかぶり厚 さ)	5 cm以上とすること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()				
その	つ他の構造、特殊の構	造方法によるもの						
14	第80条の2 (構造方法に関す る補足)	※別紙1~15のうち、該	当部分を添付すること					

2 屋上突出物、給排水設備、昇降機、屋葺き材等について、現行規定に準ずる基準 (H17 年国土交通省告 示第 566 号第 1)

	対象条項 (告示第 566 号)	基準の概要	適合状況	確認方法
1	第1 第一号イ (水槽、煙突等)	屋上から突出する水槽、煙 突等が同告示で示す施行 令の規定に適合している こと	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
2	第1 第一号口 (配管設備)	排水、給水等の配管設備が 同告示で示す施行令の規 定に適合していること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
3	第1 第一号ハ (昇降機)	昇降機が同告示で示す施 行令の規定に適合してい るほか、当該昇降機の籠が 同告示で示す構造である こと	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
4	第1 第二号イ (屋根ふき材、 外装材、帳壁)	S46 建設省告示第 109 号に 定める基準に適合するこ と	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
5	第1 第二号口 (特定天井)	H25 年国土交通省告示第 771 号第 3 定め基準に適 合、大臣認定を受けたもの 又は落下防止措置が講じ られていること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()

3	現地調査の結果、特にコメントすべき事項を以下に記載する。

別紙一覧 該当する別紙を添付

(別紙1) 昭和58年建設省告示第1320号

プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術基準

(別紙2) 平成12年建設省告示2009号

免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

(別紙3) 平成13年国土交通省告示第1025号

壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を 定める等の件

(別紙3) 平成13年国土交通省告示第1026号

壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

(別紙4) 平成13年国土交通省告示第1540号

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術基準を定める件

(別紙5) 平成13年国土交通省告示第1641号

薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術基準を定める等の件

(別紙6) 平成14年国土交通省告示第326号

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術基準を定める件

(別紙7) 平成14年国土交通省告示第410号

アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術基準を定める件

(別紙8) 平成14年国土交通省告示第411号

丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

(別紙9) 平成14年国土交通省告示第463号

構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

(別紙 10) 平成 14 年国土交通省告示第 464 号

コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

(別紙 11) 平成 14 年国土交通省告示第 666 号

膜構造の建築物又は建築物の楮部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

(別紙 12) 平成 14 年国土交通省告示第 667 号

テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

(別紙 13) 平成 15 年年国土交通省告示第 463 号

鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

(別紙 14) 平成 19 年国土交通省告示第 599 号

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又は 屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術基準を定める件

(別紙 15) 平成 28 年国土交通省告示第 611 号

CLT パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

(別紙1)

■昭和 58 年建設省告示第 1320 号 (昭和 58 年 7 月 25 日)

プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術基準

	文	対象条項	適合状況		確認方法	
1	第1 (コンクリート材 料)	施行令第72条の規定に 適合すること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
2	第3 (グラウト)	緊張材と緊張材配置孔と の付着が良好なグラウト が充填されていること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
3	第4 (コンクリートの 設計基準強度)	コンクリートの設計基準 強度が、告示で定める基 準に適合すること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
4	第 12 (緊張材及び鉄筋 のかぶり厚さ)	緊張材に対するコンクリートのかぶり厚さが、告示で定める基準に適合すること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等

※告示第19による(第5、第6及び第7は施工時における規定であるため削除)

(別紙2)

■平成 12 年建設省告示 2009 号 (平成 12 年 10 月 17 日)

免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

	×	対象条項	適合状況	確認方法
1	第4第一号イ (免震層の上下の 床版)	免震層の上下の床版等の 間隔が、免震材料及び配 管等の建築設備の点検に 支障がないこと	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
2	第4第一号ロ (上部構造に作用 する荷重及び外 力)	上部構造に作用する荷重 及び外力を、免震材料の みで、安全に下部構造に 伝える構造であること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
3	第4第一号ハ(1) (免震材料の位置)	検査及び点検を容易に行 うことができる位置にあ ること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
4	第4第四号 (免震建築物の周 囲)	免震建築物の周囲に安全 上支障のある空隙がない こと	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
5	第4第五号 (必要な事項の表 示)	見やすい場所に免震建築 物である旨の表示がある こと	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
6	第4 第七号 (積雪時の変位)	積雪時に免震建築物の変 位を妨げないような措置 が講じられていること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
7	第4 第八号 (免震材料の交 換)	交換が可能な構造である こと	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
8	第4 第九号 (冠水の防止措置)	浸水の恐れがある場合、 免震材料の冠水を防止す るための措置が講じられ ていること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()

※告示第5による

(別紙3)

■平成 13 年国土交通省告示第 1025 号(平成 13 年 6 月 12 日)

壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

	対象条項		適合状況		確認方法	
1	第2第一号 (コンクリート等 の強度)	構造耐力上主要な部分に 使用するコンクリート及 びモルタルの設計基準強 度が、21N/mm2以上であ ること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
2	第3 (鉄筋の種類)	構造耐力上主要な部分に 使用する鉄筋のうち、告 示で示す部位に丸鋼を用 いてないこと	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)

※告示第 13 による

■平成 13 年国土交通省告示第 1026 号(平成 13 年 6 月 12 日)

壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

	対象条項		適合状況		確認方法	
1	第2 第一号 (コンクリート等 の強度)	構造耐力上主要な部分に 使用するコンクリート及 びモルタルの設計基準強 度が、18N/mm2 以上である こと	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
2	第3 (構造用鋼材の品 質)	接合部に使用する構造用 鋼材が、告示に定める基 準に適合すること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)

※告示第9による

(別紙4)

■平成 13 年国土交通省告示第 1540 号(平成 13 年 10 月 15 日)

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な 技術基準を定める件

	>	对象条項	適合	状況	確認	認方法
1	第8第一号 (防水紙等の設置)	土台が基礎と接する面、 枠組材が腐りやすい構造 である部分の下地に、防 水紙等が使用されている こと	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
2	第8第二号 (土台の防腐処 理)	土台には防腐措置を施す 等、告示に定める基準に 適合すること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
3	第8第三号 (防腐、防蟻措置 等)	地面から1m以内の構造 耐力上主要な部分に使用 する木材に防腐措置及び 必要に応じて防蟻措置が 講じられていること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
4	第8第四号 (防蟻等の措置)	構造耐力上主要な部分の うち、直接土に接する部 分及び地面から30cm以内 の外周部分には防蟻措置 等が講じられていること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
5	第8第五号 (金物のさび止め 措置)	腐食の恐れのある部分及 び常時湿潤状態となる恐 れがある部分の部材を緊 結する金物に、有効なさ び止め措置が講じられて いること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
6	第8第六号 (薄板軽量形鋼等 の表面仕上げ)	構造耐力上主要な部分に 薄板軽量形鋼又は軽量H 形鋼を用いる場合は、告 示に定める措置が講じら れていること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)

※告示第 11 による

(別紙5)

■平成 13 年国土交通省告示第 1641 号 (平成 13 年 11 月 15 日)

薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術基準を定める等の件

)	対象条項	適合	状況	確認	認方法
1	第2第一号 (構造耐力上主要 な部分の枠組材)	構造耐力上主要な部分に 使用する枠組材は、告示 に定める基準に適合する こと	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
2	第9第一号イ (防水紙等の設置)	土台が基礎と接する面に は防水紙等が使用されて いること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
3	第9第一号ロ (土台の防腐措置)	土台には防腐措置を施す 等、告示に定める基準に 適合すること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
4	第9第一号ハ (防腐、防蟻措置)	地面から1m以内の構造 耐力上主要な部分に使用 する木材に防腐措置及び 防蟻措置が講じられてい ること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
5	第9第一号ニ (金物のさび止め 措置)	腐食の恐れのある部分及 び常時湿潤状態となる恐 れがある部分の部材を緊 結する金物に、有効なさ び止め措置が講じられて いること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
3	第9第二号 (薄板軽量形鋼の 表面仕上げ)	構造耐力上主要な部分に 薄板軽量形鋼又は軽量H 形鋼を用いる場合は、告 示に定める措置が講じら れていること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
4	第9第三号 (接触部の防食措 置)	構造耐力上主要な部分に 使用する薄板軽量形鋼の うちその他の材料との接 触により、表面仕上げ面 が構造耐力上支障のある 腐食を生じやすい場所 に、有効な防食措置が講 じられていること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
5	第9第四号 (接合部に使用す るねじ等)	構造耐力上主要な部分に 使用する薄型軽量形鋼の 接合に使用するドリリン グタッピングねじ等につ いて、防錆上支障のない ものが使用されているこ と	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)

※告示第 10 による

(別紙6)

■平成14年国土交通省告示第326号(平成14年4月16日)

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術基準を定める件

		对象条項	適合	状況	確認	認方法
1	第1第二号ロ (鋼板の耐力上の 欠点)	折れ、ゆがみ、欠け等に よる構造耐力上の欠点が ないこと	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
2	第1第三号ロ (コンクリートの ひび割れ防止措 置)	コンクリートにひび割れ が生じる恐れが場合に は、溶接金網の設置等ひ び割れ防止措置が講じら れていること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
3	第1第三号ハ(2) (鉄筋のかぶり厚 さ)	鋼板に接する部分以外の 部分のコンクリートの鉄 筋に対するかぶり厚さが 施行令第79条の規定に適 合すること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
4	第3第一号 (デッキプレート 鋼板の表面仕上 げ)	構造耐力上主要な部分に 使用するデッキプレート 版の鋼板は、告示に定め る措置が講じられている こと	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
5	第3第二号 (防食措置)	構造耐力上主要な部分に 使用する鋼板のうちその 他の材料との接触によ り、構造耐力上支障のあ る腐食を生じやすい場所 に、有効な防食措置が講 じられていること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
6	第3第三号 (接合部のボルト 等)	構造耐力上主要な部分に 使用する鋼板の接合に使 用するボルト等につい て、防錆上支障のないも のが使用されていること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)

(別紙7)

平成 14 年国土交通省告示第 410 号(平成 14 年 5 月 14 日)

アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術基準を定める件

	対象条項		適合状況		確認方法	
1	第7第 (柱の防火被覆)	柱の防火被覆について、 施行令第70条の規定に適 合すること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等
2	第8第 (防食措置)	構造耐力上主要な部分に 使用するアルミニウム合 金材のうちその他の材料 との接触により、構造耐 力上支障のある腐食を生 じやすい場所に、有効な 防食措置が講じられてい ること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)

※告示第9による

(別紙8)

平成 14 年国土交通省告示第 411 号 (平成 14 年 5 月 15 日)

丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

	>	对象条項	適合状況		確認方法	
1	第2第二号 (材料)	構造耐力上主要な部分に 使用する木材の品質は、 腐れ、著しい曲がり等に よる耐力上の欠点がない こと	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
2	第8第一号 (防腐、防蟻措置)	地面から1m以内の構造 耐力上主要な部分(床根 太及び床材を除く)、基礎 の上端から30cm以内の高 さの丸太材等及び木製の だぼで常時湿潤状態の恐 れのある部分には、防腐 措置とともに、必要に応 じて防蟻措置が講じられ ていること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
3	第8第二号 (金物のさび止め)	常時湿潤状態となる恐れがある部分の部材を緊結する金物に、有効なさび止め措置が講じられていること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)

※告示第9による

(別紙9)

■平成 14 年国土交通省告示第 463 号(平成 14 年 5 月 27 日)

構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

	対象条項		適合状況		確認方法	
1	第1第一号イ (主部材)	折れ、ゆがみ、欠け等に よる構造耐力上の欠点が ないこと	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
2	第1第二号イ(4) (ボルト接合)	戻り止めの設置、ボルト に緩みが生じないための 措置が講じられているこ と	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
3	第3第一号 (主材部の表面仕 上げ)	構造耐力上主要な部分に 用いるシステムトラスの 主材部及び接合部材は、 告示に定めるさび止め措 置が講じられていること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
4	第3第二号 (防食措置)	構造耐力上主要な部分に 用いるシステムトラスに 使用するアルミニウム科 金材のうちその他の材料 との接触により、構造耐 力上支障のある腐食を生 じやすい場所に、有効な 防食措置が講じられてい ること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
6	第3第三号 (接合部のボルト 等)	構造耐力上主要な部分に 用いるシステムトラス鋼 材を使用した主材部及び 接合部材の接合に使用す る端部金物等について、 防錆上支障のないものが 使用されていること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)

(別紙 10)

■平成 14 年国土交通省告示第 464 号(平成 14 年 5 月 27 日)

コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定め る件

	対象条項		適合状況		確認方法	
1	第2 (充填コンクリー ト材料)	鋼管に充填するコンクリート材料が、告示に定める基準に適合すること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
2	第3 (充填コンクリー ト設計基準強度)	コンクリートの設計基準 強度が、告示で定める基 準に適合すること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)

[※]告示第10による(第4及び第5は施工時における規定であるため削除)

(別紙11)

■平成 14 年国土交通省告示第 666 号

膜構造の建築物又は建築物の楮部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

	対象条項		適合状況		確認方法	
1	第2第1項 (膜面の構造)	構造耐力上主要な部分に用いる膜面は、告示に定める基準 に適合すること	□適 合	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
2	第2第2項第一号 (膜材料)	構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、 きず、はがれ、摩損その他の 耐力上の欠点がないこと	□適 合	□不適合	□現場確認□その他(□既存図面等)
3	第2第2項第八号 (膜材の引張強さ)	引張強さの基準値は、幅1cm につき200N以上であること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
4	第2第2項第九号 (膜材の伸び率)	伸び率の基準値は、35%以下 であること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
5	第2第2項第十号 (膜材の引裂強さ)	引裂強さの基準値は、100N以上、かつ引張強さに1cmを乗して得た数値の15%以上であること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等
6	第2第2項第十一号 (膜材の引張クリ ープの伸び率)	引張クリープによる伸び率の 基準値は、15%以下であるこ と	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
7	第2第2項第十二号 (変質又は摩損の 措置)	構造耐力上主要な部分で特に 変質又は摩損の恐れがあるも のについては、変質若しくは 摩損しにくい材料、又は変質 若しくは摩損防止のための措 置が講じられていること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
8	第2第3項第一号 (構造耐力上主要 な部分の膜構造用 フィルム)	きず、はがれ、摩損その他の耐力上の欠点がないこと	□適合□非該当	□不適合	□現場確認□その他(□既存図面等
9	第2第3項第五号 (〃の引張強さ)	引張強さの基準値は、40N /mm2 以上であること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
10	第2第3項第八号 (引張クリープによる伸び率の 基準値は、15%以下であるこ と	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
11	第2第3項第九号 (" の変位、摩損の 措置)	構造耐力上主要な部分で特に 変質又は摩損の恐れがあるも のについては、変質若しくは 摩損しにくい材料、又は変質 若しくは摩損防止のための措 置が講じられていること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
12	第2第4項第一号 (構造用ケーブル)	構造耐力上主要な部分の構造 ケーブルに、ねじれ、折れ曲 がりその他の耐力上の欠点が ないこと	□適 合	□不適合	□現場確認□その他(□既存図面等)
13	第2第4項第二号 (構造用ケーブル の定着部)	告示に定める基準に適合すること	□適 合	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
14	第2第4項第三号 (構造用ケーブル の交差部)	交点金具による緊結等、ケーブルの摩損による損傷が生じないための措置が講じられていること	□適 合	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等

15	第2第5項第一号イ (1) (膜材料の縫製接 合)	縫製部は、縫い糸切れ、目飛 び、ずれその他の耐力上の欠 点がないこと	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
16	第2第5項第一号 イ(2) (〃の耐久性)	暴露試験その他耐久性に関する試験によって、耐久性上支障がないことが確認されたものであること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
17	第2第5項第一号 イ(5) (〃の劣化、防水措置)	縫製部には、有効な縫い糸の 劣化防止及び防水措置が講じ られていること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
18	第2第5項第一号 ロ(1) (膜材料の熱風溶 着接合)	縫製部は、縫い糸切れ、目飛 び、ずれその他の耐力上の欠 点がないこと	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
19	第2第5項第一号 ロ(2) (〃の耐久性)	暴露試験その他耐久性に関する試験によって、耐久性上支障がないことが確認されたものであること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
20	第2第5項第一号 ハ(1) (膜材料の高周波 溶着接合)	溶接部は、ロ(1)、ロ(2) の基準に適合していること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
21	第2第5項第一号 ニ(1) (膜材料の熱板溶 着接合)	溶接部は、ロ(1)、ロ(2) の基準に適合していること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
22	第2第5項第一号 表 (膜材料の種別に よる接合方法	告示別表の膜材料等の種類に 応じた整合方法であること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
23	第3第1項第三号 (定着部の補強等)	膜面の定着部は、膜材料等の 折れ曲がり、局部応力等によ り、損傷しないよう補強等が されていること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
24	第3第2項第一号 (膜材料とその他 部材等の接触部)	構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等に接触する部材に応じて、告示に定める摩損その他損傷の恐れがない措置が講じられていること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()
25	第3第2項第二号 (その他の膜材料)	合成繊維糸による基布とした 膜材料以外の膜材料を使用す る場合は、構造計算によって 接触部分の2/3以上の部分 が遊離しないことが確かめら れていること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()

(別紙 12)

■平成 14 年国土交通省告示第 667 号(平成 14 年 7 月 23 日)

テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

	対象条項		適合状況	確認方法	
1	第2第1項 (膜面の構造)	構造耐力上主要な部分に用いる膜面は、告示に定める基準	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()	
2	第2第2項第二号 (膜材の引張強さ)	に適合すること 引張強さの基準値は、幅1cm につき400N以上であること	□適 合 □不適合	□現場確認 □既存図面等 □その他()	
4	第2第2項第三号 (膜材の伸び率)	伸び率の基準値は、40%以下 であること	□ □ □ □ □ T i i i i i i i i i i i i i i	□現場確認 □既存図面等 □ その他()	
5	第2第2項第四号 (膜材の引裂強さ)	引裂強さの基準値は、78N 以 上であること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()	
6	第2第2項第五号 (変質又は摩損の 措置)	構造耐力上主要な部分で特に 変質又は摩損の恐れがあるも のについては、変質若しくは 摩損しにくい材料、又は変質 若しくは摩損防止のための措 置が講じられていること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()	
7	第2第3項第三号 (構造耐力上主要 な部分の膜構造用 フィルム)	引張強さの基準値は、40N /mm2以上であること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()	
8	第2第3項第六号 (変位、摩損の措 置)	構造耐力上主要な部分で特に 変質又は摩損の恐れがあるも のについては、変質若しくは 摩損しにくい材料、又は変質 若しくは摩損防止のための措 置をしたものであること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()	
9	第2第4項第一号 (構造耐力上主要 な部分の骨組)	骨組に用いる鋼材は、告示に 定める基準に適合すること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()	
10	第2第4項第八号イ (可動式膜面の骨 組)	可動式膜面の骨組は、けた行 方向に伸縮させる時に、風圧 力その他の外力に対し著しい 揺れ又はねじれを生じないこ と	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()	
11	第2第4項第八号ロ (可動式膜面の構 造用ケーブル)	可動式膜面の部分に構造用ケーブルを用いる場合は、膜面を閉じた状態においてたるみが生じないこと	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()	
12	第2第5項 (構造用ケーブル)	構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する構造用ケーブルは、ねじれ、折れ曲がりその他の耐力上の欠点がないこと	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()	
13	第2第6項第二号ハ (テント倉庫用膜 材料の縫製接合)	経製部は、縫い糸切れ、目飛び、ずれその他の耐力上の欠点がないこと。また、劣化防止及び防水のための措置が講じられていること	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()	
14	第2第6項第二号二 (膜材料の熱風溶 着接合等)	溶接部は、はがれ、ずれ、ひ び割れ、破れ、しわその他の 耐力上の欠点がないこと	□適 合 □不適合 □非該当	□現場確認 □既存図面等 □その他()	

15	第3第2項第一号 (可動式膜面の土 台)	可動式膜面の直下にある土台 に用いる鋼材は、告示に定め る品質であること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等
16	第3第2項第三号 (骨組の浮き上が り措置等)	可動式膜面の骨組を構成する 鉛直部材の浮き上がり及び脚 部の脱輪を防止するための必 要な措置を講じ、かつ端部に おける脚部の可動部分を固定 する装置が設けられているこ と	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等

(別紙 13)

■平成 15 年国土交通省告示第 463 号(平成 15 年 4 月 28 日) 鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準

鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定め る件

	文		適合	·状況	確認	認方法
1	第3第一号 (充填コンクリー ト)	設計基準強度は 18N/mm2 以上のものであること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
2	第4第一号 (組積ユニットの 品質)	構造耐力上主要な部分に 使用する組積ユニットの 品質は、ひび割れ、きず、 ひずみ等による耐力上の 欠点がないこと	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
3	第4第二号ロ (組積ユニットの 形状)	フェイスシェルの最小厚 さは、25mm 以上であるこ と	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
4	第4第二号イ (組積ユニットの 形状)	ウェブの形状は、組積した場合にコンクリートの 充填に支障のないもので あること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等
5	第4第四号 (圧縮強度)	コンクリートブロックに あっては 20N/mm2 以上、 セラミックメーソンリー ユニットにあっては 40N/ mm2 以上であること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
6	第5 (鉄筋コンクリー ト組積体の設計基 準強度)	構造耐力上主要な部分に 使用する鉄筋コンクリー ト組積体の設計基準強度 は、18N/mm2 以上である こと	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
7	第6第一号 (鉄筋コンクリー ト組積体の構造)	構造耐力上主要な部分に 使用する鉄筋コンクリー ト組積ユニットの空洞部 は、コンクリートが密実 に充填されていること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)

※告示第 12 による

(別紙 14)

■平成 19 年国土交通省告示第 599 号 (平成 19 年 5 月 18 日)

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版 又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術基準を定める件

	文	対象条項	適合状況		確認方法	
1	第1第一号 (軽量気泡コンク リートの密度等)	軽量気泡コンクリートの 密度は450 kg/m3 以上550 kg/m3 未満、圧縮強度は 3N/mm2 以上であること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等
2	第1第二号 (軽量気泡コンク リートの品質)	構造耐力上有害な亀裂、 気泡むら、欠け、反りそ の他の欠点がないこと	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等
3	第3第一号 (防食措置等)	吸水、吸湿又は変質その 他使用環境によって性能 に支障を生じる恐れがあ る部分に使用する軽量気 泡コンクリートパネルに ついては、性能に支障を 生じることを防止する措 置が講じられていること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
4	第3第二号 (鉄筋等の防錆措 置等)	鉄筋その他の補強材は、 耐久性等支障のないよう 防錆又は防食に対する措 置が講じられていること	□適 合 □非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)

(別紙 15)

■平成 28 年国土交通省告示第 611 号 (平成 28 年 4 月 1 日)

CLT パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

_						
	5	对象条項	適合状況		確認方法	
1	第7第一号 (防水紙等の設置)	土台及び耐力壁が基礎と 接する面の下地には、防 水紙等が使用されている こと	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等
2	第7第二号 (防腐、防蟻措置)	地面から1m以内の構造 耐力上主要な部分に使用 する木材に防腐措置及び 必要に応じて防蟻措置が 講じられていること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
3	第7第三号 (腐朽、防蟻措置)	構造耐力上主要な部分の うち、直接土に接する部 分及び地面から30 cm以内 の外周部分は、鉄筋コン クリート造若しくは鉄骨 造とするか、腐朽及び防 蟻措置等が講じられてい ること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等)
4	第7第四号 (金物のさび止め 措置)	腐食の恐れのある部分及 び常時湿潤状態となる恐 れがある部分の部材を緊 結する金物には、有効な さび止め措置が講じられ ていること	□適 合□非該当	□不適合	□現場確認 □その他(□既存図面等

※告示第 11 による